

過疎地域の追加と過疎対策事業債の対象事業の拡充を求める意見書

昨年に平成27年国勢調査の結果がまとまり、調査開始以来、初めての人口減少が明らかになりました。国勢調査に基づき、人口減少率、高齢者比率及び若年者比率、財政力指数などを見直すと、新たに過疎地域に追加されるべき自治体が増えることが予想されています。

進行する人口減少は過疎地域でより大きく、平成27年国勢調査における平成22年対比での全国の人口は0.8%減だったのに対し、過疎地域での人口は7.9%減でした。

この現状を踏まえると、過疎地域の財政状況は厳しさを増し、過疎対策事業債の需要は大きくなることが予想されます。そこで、過疎対策事業債の対象事業を拡充することなど、下記の事項について取り組むことを強く求めます。

記

1. 平成27年国勢調査に基づく過疎地域の指定に当たっては、平成22年の改正及び平成26年の改正と同様に現行過疎市町村に追加して指定すること。
2. 過疎対策事業債の対象事業に、上水道に移行した旧簡易水道施設の整備及び市町村立の大学・専修学校・各種学校・特別支援学校の整備を追加すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年3月10日

北海道江差町議会議長 打越 東亜夫